平成２１年（フ）第７８１号
神戸市垂水区星陵台４丁目４番46―603号
債務者　堀内　広美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８３号
神戸市垂水区福田４丁目３番16号
債務者　吉田　勝美（旧姓元永）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８４号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　９棟202号
債務者　松井　　孝
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８９号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―316号
債務者　大久保純子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５０号
名古屋市西区城町242番地、住民票上の住所名古屋市西区中小田井２丁目58番地の１　グラン・コート中小田井1101号
債務者　竹崎　裕喜
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６２号
名古屋市天白区高島２丁目401番地　セジュール春風105号
債務者　田島　典世（旧姓森・鈴木）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３１号
愛知県愛知郡長久手町山野田701番地　県営山野田住宅502号
債務者　大東　邦**隆**
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４８号
愛知県豊明市前後町鎌ケ須1775番地11
債務者　飯田登代美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６号
長崎県長崎市江平１丁目４番19号　筒井ビル１Ｆ、旧住所長崎県長崎市竹の久保町10番15号
債務者　筒井　健治
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
長崎県長崎市香焼町393番地　市営深浦アパートＫ３棟402号、旧住所長崎県長崎市香焼町444番地45　Ｆ103
債務者　平野奈々美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷776番地11　広瀬コーポＡ－１
債務者　来海　秀次
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
長崎県長崎市西山２丁目26番11号
債務者　中川惠美子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
長崎県長崎市三原１丁目３番11号
債務者　浦上小代子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
熊本県八代市大福寺町606―６、住民票上の住所熊本県宇土市新小路町94番地４　新小路ハイツ102
債務者　西野　英行
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４６１号
福岡県福岡市南区長住１丁目１－７　東野興産第一ビル５階506、住民票上の住所熊本県八代市日置470番地５
債務者　湯野　亨子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４７１号
熊本市保田窪本町13番８号　シティハウスかわづＢ―101
債務者　石川　珠美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部